○内閣府告示第百二十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和八年内閣府告示第百七号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年十一月五日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道日高町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　日高町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百二十七号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和八年十一月五日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十一月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道白糠町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　白糠町アイヌ文化の保存・伝承・活用推進計画～ウレシパ・プラン～

三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○文部科学省告示第百二十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号、同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同令第三十八条第三号及び同令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する同令第十一条第四号並びに認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する同令第五条第二項第三号及び同令附則第四条の規定に基づき、これらの規定に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を次のように指定する。

令和八年十一月十三日

文部科学大臣　関　芳弘

名称	位置	設置者
国際交流基金関西国際センター	大阪府	独立行政法人国際交流基金

○文部科学省告示第百二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年十一月十三日

文部科学大臣　関　芳弘

名称	関係告示	所在地
野﨑家別邸**迫**暇堂主屋	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂蔵	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂有廉亭	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂有廉亭附属風呂	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂居宅	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂清恬	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂車寄	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂車夫詰所	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂中門	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四
野﨑家別邸**迫**暇堂大門	平成十二年文部省告示第八十九号	岡山県倉敷市児島味野一―八―三四

○農林水産省告示第千七百十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年九月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年十一月十三日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるものの登録番号	肥料の種類	名称	所在地
生第1104411号	汚泥肥料	明石市上下水道局	兵庫県明石市中崎１丁目５―１
生第1104428号	化成肥料	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第1104430号	汚泥肥料	有限会社大栄産業	栃木県鹿沼市栃窪1167番地１
有効期間が６年であるものの登録番号	肥料の種類	名称	所在地
生第1104415号	化成肥料	株式会社アグリテクノ	北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地30
生第1104423号	化成肥料	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝４番地７
生第1104424号	化成肥料	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝４番地７
生第1104429号	化成肥料	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第1104449号	鉱さいけい酸質肥料	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第1104457号	化成肥料	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104458号	化成肥料	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104459号	化成肥料	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104460号	化成肥料	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104461号	化成肥料	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104477号	化成肥料	ザックス株式会社	北海道札幌市中央区北二条西二丁目29番地１

有効期間が３年であるものの登録番号	肥料の種類	名称	所在地
生第1104411号	汚泥肥料	あかしっ肥	兵庫県明石市中崎１丁目５―１
生第1104428号	化成肥料	くみあい複合燐加安44特号	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第1104430号	汚泥肥料	みみずぶ分解肥料	栃木県鹿沼市栃窪1167番地１
有効期間が６年であるものの登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第1104415号	化成肥料	テクノBM480	北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地30
生第1104423号	化成肥料	高度化成231号	茨城県神栖市東深芝４番地７
生第1104424号	化成肥料	高度化成1450号	茨城県神栖市東深芝４番地７
生第1104429号	化成肥料	新マウントキングS	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第1104449号	鉱さいけい酸質肥料	粒状けい酸カルシウム苦土肥料A号	富山県小矢部市東福町10番８号
生第1104457号	化成肥料	くみあい窒素加里化成S―12	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104458号	化成肥料	くみあい窒素加里化成S―68	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104459号	化成肥料	くみあい硫加燐安866	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104460号	化成肥料	硫加燐安402	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104461号	化成肥料	硫加燐安726	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第1104477号	化成肥料	高度化成肥料444号	北海道札幌市中央区北二条西二丁目29番地１